



山形県公報

平成15年7月8日(火)

号外(58)

目次

条 例

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例.....(人事課)...4
山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例.....(同)...同
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例.....(同)...5
山形県手数料条例の一部を改正する条例.....(財政課)...同
山形県県税条例の一部を改正する条例.....(税政課)...同
山形県公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を
改正する条例.....(環境企画課)...15
山形県地下水の採取の適正化に関する条例の一部を改正する条例.....(環境保護課)...同
山形県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例.....(児童家庭課)...同
山形県空港管理条例の一部を改正する条例.....(交通基盤課)...16
山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例.....(同)...同
山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....(病院事業局)...同

本号で公布された条例のあらまし

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例 (県条例第37号) (人事課)

- 1 雇用保険法に基づく就業促進手当に相当する退職手当を創設することとした。(第11条第8項関係)
- 2 雇用保険法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第38号) (人事課)

県の組織の変更に伴い、規定の整備を行うこととした。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第39号) (人事課)

- 1 罰金の上限額を引き上げることとした。
- 2 この条例は、平成15年10月1日から施行することとした。

山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第40号) (財政課)

- 1 古物営業法に基づく古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定の申請に対する審査の事務につき手数料を徴収することとした。
- 2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第41号) (税政課)

- 1 県民税

(1) 配当割を次のとおり創設することとした。

- イ 納税義務者は、特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有するものとする。こと。（第29条第1項関係）
- ロ 課税標準は、支払を受けるべき特定配当等の額とする。こと。（第48条の12関係）
- ハ 税率は、100分の5とすること。ただし、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等に係る税率については、100分の3とすること。（第48条の13及び附則第5条の3第1項関係）
- ニ 徴収は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者等を特別徴収義務者として、特別徴収の方法により行い、翌月の10日までに納入するものとする。こと。（第48条の14～第48条の16関係）
- ホ 配当割額に相当する額の概ね3分の2を、県内の市町村に対し、当該市町村に係る個人の県民税の額にあん分して交付すること。（第48条の18及び附則第5条の3第2項関係）

(2) 株式等譲渡所得割を次のとおり創設することとした。

- イ 納税義務者は、一定の特定口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける個人で当該譲渡の対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するものとする。こと。（第29条第1項関係）
- ロ 課税標準は、特定株式等譲渡所得金額とすること。（第48条の19関係）
- ハ 税率は、100分の5とすること。ただし、平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に生じた特定株式等譲渡所得金額に係る税率については、100分の3とすること。（第48条の20及び附則第12条の6第1項関係）
- ニ 徴収は、一定の特定口座が開設されている証券業者で当該特定口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価等の支払をする者を特別徴収義務者として、特別徴収の方法により行い、年間一括納付方式により、原則として翌年の1月10日までに納入するものとする。こと。（第48条の21～第48条の23関係）
- ホ 株式等譲渡所得割額に相当する額の概ね3分の2を、県内の市町村に対し、当該市町村に係る個人の県民税の額にあん分して交付すること。（第48条の25及び附則第12条の6第2項関係）

2 法人の事業税

- (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人（現行の所得課税法人に限るものとし、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人等を除く。）に対し、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって課することとした。（第49条第1項関係）
- (2) 課税標準は、次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。こととした。（第52条関係）
 - イ 付加価値割 各事業年度の付加価値額
 - ロ 資本割 各事業年度の資本等の金額
 - ハ 所得割 各事業年度の所得及び清算所得
- (3) 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって課する事業税の税率は次のとおりとすることとした。（第54条及び附則第19条第3項関係）

付加価値割	資本割	所 得 割	
100分の0.48	100分の0.2	所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.8
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.5

	所得のうち年800万円を超える 金額及び清算所得	100分の7.2
--	-----------------------------	----------

(4) 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって課する法人の事業税に係る徴収猶予の手続を定めることとした。（第61条関係）

3 自動車税

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置を次のように講ずることとした。

(1) 環境負荷の小さい自動車

平成15年度に新車新規登録された最新排出ガス規制値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の低燃費基準を満たすもの並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、税率の概ね100分の50を軽減する特例措置を、平成16年度について講ずること。（附則第15条の3第1項第3号関係）

(2) 環境負荷の大きい自動車

平成15年度に新車新規登録から11年（ガソリン車（LPG車を含む。）については13年）を経過した自動車について、税率の概ね100分の10を重課する特例措置（電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス、被けん引自動車及び原動機を用いないキャンピングカーを除く。）を、平成16年度以後について講ずること。（附則第15条の3第2項関係）

4 特殊法人の独立行政法人化に伴い、規定の整備を行うこととした。

5 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。ただし、1の改正は平成16年1月1日から、4の改正は平成15年10月1日から施行することとした。

山形県公害紛争処理の手続に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第42号）（環境企画課）

民間事業者による信書の送達に関する法律の制定に伴い、規定の整備を行うこととした。

山形県地下水の採取の適正化に関する条例の一部を改正する条例（県条例第43号）（環境保護課）

1 山形県地下水審議会を山形県環境審議会に統合することとした。

2 この条例は、平成15年9月1日から施行することとした。

山形県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（県条例第44号）（児童家庭課）

1 独立行政法人福祉医療機構法の制定に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成15年10月1日から施行することとした。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例（県条例第45号）（交通基盤課）

1 庄内空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機のうち当該路線において同一の航空会社が1日に3回を超えて運航するものに係る着陸料を平成15年7月18日から平成20年7月17日までの間は、3分の1とすることとした。

2 この条例は、平成15年7月18日から施行することとした。

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（県条例第46号）（交通基盤課）

1 民間事業者による信書の送達に関する法律に基づく信書便差出箱に係る道路の占用料の額を定めることとした。（別表関係）

2 日本郵政公社法の制定に伴い、占用料の減免等に係る規定の整備を行うこととした。（第3条関係）

3 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の制定に伴い、規定の整備を行うこととした。（第3条関係）

4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3の改正は、平成15年10月1日から施行することとした。

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第47号）（病院事業局）

県立病院の病床を4床減ずることとした。

条 例

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年7月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第37号

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第23条第3項」を「第23条第2項」に改め、同条第8項中「再就職手当、常用就職支度金」を「就業促進手当」に改め、同項第3号の2を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の2第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
第11条第10項中「又は第3号の2」を削り、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項中「第10条の3」を「第10条の4」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当
当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の2第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当
当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第11条第8項及び第11項の規定は、平成15年5月1日以後に職業に就いた者に対する同条第8項第4号に掲げる退職手当の支給について適用し、同日前に職業に就いた者に対する改正前の第11条第8項第3号の2及び第4号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年7月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第38号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「健康福祉部保健業務課」を「総務部危機管理室食品安全対策課、健康福

社部保健業務課」に改める。

第6条の6第1項中「環境保全センター」を「環境科学研究センター」に改める。

第6条の7第1項第2号中「文化環境部消防防災課」を「総務部危機管理室消防防災課」に改める。

第6条の8第1項第1号中「文化環境部消防防災課」を「総務部危機管理室消防防災課」に改め、同項第3号中「計量検定所」を「商工労働観光部産業政策課」に改める。

第7条第1項第2号及び第12条の2第1項中「環境保全センター」を「環境科学研究センター」に改める。

第12条の7第1項中「文化環境部消防防災課」を「総務部危機管理室消防防災課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年7月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第39号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第25条中「10万円」を「20万円」に改める。

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年7月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第40号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第446号の次に次の1号を加える。

(446)の2 古物営業法第21条の5第1項又は第 古物競りあっせん業業 17,000円

21条の6第1項の規定に基づく古物競りあっ 務実施方法認定申請手

せん業に係る業務の実施の方法の認定の申請 数料

に対する審査

別表中「古物営業許可証書換え手数料」を「古物営業許可証書換え手数料、古物競りあっせん業業務実施方法認定申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年7月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第41号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第48条の11」を「第48条の25」に改める。

第6条第1項中「この章」を「本章」に、「「利子等」という。」を「「利子等」という。）、同項第15号に規定する特定配当等（以下本章及び次章第1節において「特定配当等」という。）及び同項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下本章及び次章第1節において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に、「及び県たばこ税」を「並びに県たばこ税」に改め、同項第1号中「第9項」を「第10項」に改める。

第9条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 県民税 個人の県民税にあつては、個人の住所及び事務所、事業所又は家屋敷の所在地
法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下本章及び次章第1節において「法人等」という。）の県民税にあつては、法人等の事務所又は事業所の所在地
利子等に係る県民税にあつては、利子等の支払又はその取扱いをする者の第29条第8項に規定する営業所等の所在地
特定配当等に係る県民税にあつては、第29条第1項第6号の支払を受ける個人の当該支払を受けるべき日現在における住所
特定株式等譲渡所得金額に係る県民税にあつては、第29条第1項第7号の支払を受ける個人の当該支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在における住所

第10条中「利子等」を「利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額」に、「及び県たばこ税」を「並びに県たばこ税」に改める。

第29条第1項中「利子割額によつて」を「利子割額によつて、第6号に掲げる者に対しては配当割額によつて、第7号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によつて」に改め、同項に次の2号を加える。

- (6) 特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有するもの
- (7) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の4第1項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された同法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座（以下本節において「選択口座」という。）に係る同条第1項に規定する特定口座内保管上場株式等（以下本節において「特定口座内保管上場株式等」という。）の同法第37条の11第1項に規定する譲渡（以下本節において「譲渡」という。）の対価又は当該選択口座において処理された同項に規定する上場株式等（以下本節において「上場株式等」という。）の同法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等（以下本節において「信用取引等」という。）に係る同法第37条の11の4第1項に規定する差金決済（以下本節において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの

第29条第2項中「前項第1号」を「前項第1号、第6号及び第7号」に改める。

第35条の見出し中「所得割の」を削り、同条中「及び利子割」を「、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第35条の2 所得割の納税義務者が、法第32条第13項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について配当割額を課された場合又は同条第15項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の32を乗じて得た金額を、その者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第48条の5中「国外公募投資信託等」を「国外私募公社債等運用投資信託等」に改め、「（昭和32年法律第26号）」を削る。

第48条の11の次に次の14条を加える。

(配当割の課税標準)

第48条の12 配当割の課税標準は、支払を受けるべき特定配当等の額とする。

2 前項の特定配当等の額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によつて算定する。

(配当割の税率)

第48条の13 配当割の税率は、100分の5とする。

(配当割の徴収の方法)

第48条の14 配当割の徴収については、特別徴収の方法による。

(配当割の特別徴収義務者)

第48条の15 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者(当該特定配当等が国外特定配当等である場合にあっては、その支払を取り扱う者)とする。

2 前項の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際(特別徴収義務者が国外特定配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等の交付の際)、その特定配当等について配当割を徴収しなければならない。

(配当割の申告納入)

第48条の16 配当割の特別徴収義務者は、前条第2項の規定による配当割の徴収の日の属する月の翌月10日までに、法第71条の31第2項に規定する納入申告書に同項に規定する計算書を添付して知事に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。

(配当割の不足金額等の納入手続)

第48条の17 配当割の特別徴収義務者は、法第71条の32第4項、法第71条の35第5項又は法第71条の36第4項の規定による通知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書の指定する納期限までに、納入書によつて納入しなければならない。

(配当割の市町村に対する交付)

第48条の18 県に納入された配当割額に相当する額に100分の95を乗じて得た額の100分の68に相当する額を、施行令第9条の19で定めるところにより、県内の市町村に対し、当該市町村に係る個人の県民税の額にあん分して交付する。

(株式等譲渡所得割の課税標準)

第48条の19 株式等譲渡所得割の課税標準は、特定株式等譲渡所得金額とする。

2 前項の特定株式等譲渡所得金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によつて算定する。

(株式等譲渡所得割の税率)

第48条の20 株式等譲渡所得割の税率は、100分の5とする。

(株式等譲渡所得割の徴収の方法)

第48条の21 株式等譲渡所得割の徴収については、特別徴収の方法による。

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者)

第48条の22 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の10第2項に規定する証券業者で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

2 前項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済(次項において「対象譲渡等」という。)により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた場合には、その都度、当該選択口座に係る個人に対して当該満たない部分の金額に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。

（株式等譲渡所得割の申告納入）

第48条の23 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、前条第2項の規定による株式等譲渡所得割の徴収の日の属する年の翌年の1月10日（施行令第9条の20第1項で定める場合にあつては、同項で定める日）までに、法第71条の51第2項に規定する納入申告書に同項に規定する計算書を添付して知事に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。

（株式等譲渡所得割の不足金額等の納入手続）

第48条の24 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、法第71条の52第4項、法第71条の55第5項又は法第71条の56第4項の規定による通知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書の指定する納期限までに、納入書によつて納入しなければならない。

（株式等譲渡所得割の市町村に対する交付）

第48条の25 県に納入された株式等譲渡所得割額に相当する額に100分の95を乗じて得た額の100分の68に相当する額を、施行令第9条の23で定めるところにより、県内の市町村に対し、当該市町村に係る個人の県民税の額にあん分して交付する。

第49条第1項を次のように改める。

法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつてその法人に課する。

(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる法人以外の法人（法第72条の4第1項各号に掲げる法人を除く。） 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額

ロ 法第72条の5第1項各号に掲げる法人（収益事業を行うものに限る。）、法第72条の24の7第6項各号に掲げる法人、第3項の人格のない社団等、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第19項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本の金額若しくは出資金額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

(2) 特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。） 特定信託所得割額

(3) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業 収入割額

第49条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 個人が行う事業に対する事業税は、法第72条の2第3項に規定する個人が行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、その事業を行う個人に課する。

第52条を次のように改める。

（法人の事業税の課税標準）

第52条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イ 付加価値割 各事業年度の付加価値額

ロ 資本割 各事業年度の資本等の金額

ハ 所得割 各事業年度の所得及び清算所得

(2) 特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。) 各特定信託の各計算期間の所得

(3) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業 各事業年度の収入金額

2 前項の付加価値額、資本等の金額、所得、清算所得及び収入金額は法第72条の14から第72条の24の6までの規定により算定する。

第53条の見出し中「又は個人」を削り、同条第1項中「又は法第72条第7項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人」及び「又は個人」を削り、「第72条の14第1項ただし書又は第72条の17第1項ただし書」を「第72条の23第1項ただし書」に、「益金の額」を「益金の額又は個別帰属益金額」に、「総収入金額及び必要な経費」を「個別帰属損金額」に改め、同条第3項中「又は個人」を削る。

第54条の見出しを「(法人の事業税の税率等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

法人の行う事業(特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。)並びに電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業を除く。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第49条第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の資本等の金額に100分の0.2を乗じて得た金額

ハ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の4.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の6.6
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の8.6

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の7.5

(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の8.4
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の11

第54条第2項中「千万円」を「1,000万円」に、「税率」を「額」に、「前項第2号又は第3号」を「第1項又は第2項」に、「特別法人にあつては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の7.5とし、その他の法人にあつては所得及び清算所得の100分の11」を「次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第49条第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額
 ロ 各事業年度の資本等の金額に100分の0.2を乗じて得た金額
 ハ 各事業年度の所得及び清算所得に100分の8.6を乗じて得た金額
 ニ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の11を乗じて得た金額
- (2) 特別法人 次に掲げる金額の合計額
 イ 各事業年度の所得及び清算所得に100分の7.5を乗じて得た金額
 ロ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の7.5を乗じて得た金額
- (3) その他の法人 次に掲げる金額の合計額
 イ 各事業年度の所得及び清算所得に100分の11を乗じて得た金額
 ロ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の11を乗じて得た金額

第54条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額	100分の7.5

- (2) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の8.4
各特定信託の各計算期間の所得のうち年800万円を超える金額	100分の11

- 3 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.5を乗じて得た金額とする。

第55条を次のように改める。

（法人の事業税の徴収の方法）

第55条 法人の行う事業に対する事業税の徴収については、申告納付の方法による。

第56条第1項中「各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得又は各事業年度の収入金額に係る」と及び「それぞれ」を削る。

第61条を次のように改める。

（法人の事業税の徴収猶予）

第61条 法第72条の38の2第1項又は第6項の規定により事業税の徴収の猶予を受けようとする法人は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 法人の所在地、名称及び代表者の氏名
 (2) 徴収の猶予を受けようとする事業税の年度、税額及び期間
 (3) 徴収の猶予を必要とする理由
 (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第62条の次に次の4条を加える。

(個人の事業税の課税標準)

第62条の2 個人が行う事業に対する事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による。

2 個人が年の中途において事業を廃止した場合における事業税の課税標準は、前項に規定する所得によるほか、当該年の1月1日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得による。

3 前2項の所得は法第72条の49の8から第72条の49の10まで及び第72条の49の12の規定により算定する。

(個人の課税標準の区分経理の義務)

第62条の3 法第72条の2第9項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、当該個人の事業から生ずる所得について、第72条の49の8第1項ただし書の規定によつて当該個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 法第72条の4第2項各号に掲げる事業とその他の事業とを併せて行う個人で事業税の納税義務があるものは、当該各号に掲げる事業の部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

(個人の事業税の税率等)

第62条の4 個人が行う事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第一種事業を行う個人 所得に100分の5を乗じて得た金額

(2) 第二種事業を行う個人 所得に100分の4を乗じて得た金額

(3) 第三種事業(次号に掲げるものを除く。)を行う個人 所得に100分の5を乗じて得た金額

(4) 第三種事業のうち法第72条の2第9項第4号、第5号及び第7号に掲げる事業を行う個人 所得に100分の3を乗じて得た金額

(個人の事業税の徴収の方法)

第62条の5 個人が行う事業に対する事業税の徴収については、普通徴収の方法による。

第64条第1項中「行なう」を「行う」に、「第72条の17第1項」を「第72条の49の8第1項」に、「第72条の18第1項」を「第72条の49の10第1項」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第2項中「第72条の17第6項、第7項又は第10項」を「第72条の49の8第6項、第7項又は第10項」に改める。

第66条中「第72条第1項」を「第72条の2第3項」に改める。

第67条の2第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「第72条の17第8項」を「第72条の49の8第8項」に、「第72条の17第1項から第5項まで」を「第72条の49の8第1項から第5項まで」に改める。

第67条の7第1項中「同条第2項から第4項までの規定の後段」を「同条第2項後段及び第3項後段」に改める。

第68条第2項中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改め、同条第12項中「緑資源公団が緑資源公団法(昭和31年法律第85号)により行う同法第18条第1項第7号イ」を「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)により行う同法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律(平成11年法律第70号)附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和49年法律第43号。以下「旧農用地整備公団法」という。)第19条第1項第1号イ」に改める。

第80条の7第1項中「土地改良区又は緑資源公団」を「土地改良区又は独立行政法人緑資源機構」に、「緑資源公団法第22条の4第2項」を「独立行政法人緑資源機構法第16条第2項若しくは同法附則第8条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第23条第2項」に改め、同条第2項中「緑資源公団法第22条の4第2項」を「独立行政法人緑資源機構法第16条第2項又は同法附則第8条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地

整備公団法第23条第2項に、「この項」を「本項」に改め、同条第3項中「緑資源公団」を「独立行政法人緑資源機構」に改める。

附則第3条の2第2項第2号中「附則第5条」を「附則第5条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合における第35条の2の規定の適用については、同条中「前2条」とあるのは、「前2条及び附則第3条の3第2項」とする。

附則第5条中「（昭和26年法律第198号）」及び「（平成10年法律第105号）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の2の規定の適用については、同条中「前2条」とあるのは、「前2条及び附則第5条第1項」とする。

附則第5条の次に次の2条を加える。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の特例）

第5条の2 平成17年度から平成20年度までの各年度分の個人の県民税に係る第35条の2の規定の適用については、同条中「100分の32」とあるのは、「3分の1」とする。

（配当割の税率等の特例）

第5条の3 平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等の額に係る配当割の税率は、第48条の13の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 前項の場合において、第48条の18の規定の適用については、同条第1項中「100分の68」とあるのは、「3分の2」とする。

附則第6条第2項中「前条」を「附則第5条第1項」に改め、同条第3項中「附則第3条の2並びに第19条第1項」を「第35条の2、附則第3条の2第2項並びに附則第19条第1項」に、「については」を「については、第35条の2中「前2条」とあるのは「前2条及び附則第6条第2項」とに、「附則第5条」を「附則第5条第1項」に改める。

附則第9条第3項第2号及び第10条第3項第3号中「及び附則第5条」を「、第35条の2及び附則第5条第1項」に、「同条各号」を「同項各号」に改める。

附則第12条の2第6項を次のように改める。

6 特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する者に係る株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定するものとする。

附則第12条の2第7項中「場合に限り、適用する」を「所得の金額については、適用しない」に改め、同条第8項第3号中「及び附則第5条」を「、第35条の2及び附則第5条第1項」に、「同条各号」を「第35条の2中「同条第15項」とあるのは「法附則第35条の2第7項」と、同項各号」に改める。

附則第12条の7を附則第12条の8とする。

附則第12条の6第2項第3号中「及び附則第5条」を「、第35条の2及び附則第5条第1項」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同条を附則第12条の7とし、附則第12条の5の次に次の1条を加える。

（株式等譲渡所得割の税率等の特例）

第12条の6 平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に行われた第29条第1項第7号に規定する特定口座内保管上場株式等の同号に規定する譲渡又は同号に規定する上場株式等の同号に規定する信用取引等に係る同号に規定する差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、第48条の20の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 前項の場合において、第48条の22及び第48条の25の規定の適用については、第48条の22第3項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、第48条の25中「100分の68」とあるのは「3分の2」とする。

附則第13条の3を次のように改める。

（法人の事業税の特例）

第13条の3 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年

度に係る所得割については、附則第19条第3項中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」

と、同項第3号の」とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算

所得

100分の7.5

 とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円を超え
各事業年度の所得のうち年10億円を超える

年10億円以下の金額及び清算所得	100分の6.6
金額	100分の7.9

 と、同項第3号の」と、「同項第2号中「

100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」とあるのは「同項第2号イ中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9）」と、同号口中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」とする。

附則第13条の8第1項中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

附則第14条の3第1項中「第18条第6号」を「第49条第1項第6号」に改める。

附則第15条の3第1項に次の1号を加える。

(3) 平成5年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成3年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（前2号の規定の適用を受ける自動車を除く。）平成16年度

附則第15条の3第2項中「第136条」を「当該自動車が平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成16年度分の自動車税に限り、第136条」に改める。

附則第19条第1項に後段として次のように加える。

この場合における第35条の2の規定の適用については、同条中「前2条」とあるのは、「前2条及び附則第19条第1項」とする。

附則第19条第2項第1号中「附則第5条」を「附則第5条第1項」に改め、同項第2号中「法附則第3条の3第4項」を「法附則第3条の3第5項」に、「法附則第5条第2項」を「法附則第5条第3項」に改め、同条第3項中「第54条第1項第1号中「100分の1.5」とあるのは「100分の1.3」と、同項第2号及び第3号中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、「100分の8.4」とあるのは「100分の7.3」と、「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同条第2項中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、」を「第54条第1項第1号八の表中「100分の4.4」とあるのは「100分の3.8」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の5.5」と、「100分の8.6」とあるのは「100分の7.2」と、同項第2号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第3号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の8.4」とあるのは「100分の7.3」と、「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同条第2項第1号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第2号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の8.4」とあるのは「100分の7.3」と、「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同条第3項中「100分の1.5」とあるのは「100分の1.3」と、同条第4項第1号八中「100分の8.6」とあるのは「100分の7.2」と、同号二中「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同項第2号中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第3号中」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は公布の日から、第68条、第80条の7、附則第13条の8第1項及び附則第14条の3第1項の改正規定は平成15年10月1日から、目次、第6条第1項、第9条第2項第1号、第10条、第29条及び第35条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第48条の5の改正規定、第48条の11の次に14条を加える改正規定、附則第3条の2及び第5条の改正規定、同条の次に2条を加える改正規定、附則第6条、第9条第3項第2号及び第10条第3項第3号並びに第12条の2の改正規定、附則第12条の7を附則第12条の8とする改正規定、附則第12条の6第2項第3号の改正規定、同条を附則第12条の7とし、附則第12条の5の次に1条を加える改正規定、附則第19条第1項及び第2項の改正規定並びに次項から附則第4項まで及び第6項から第8項までの規定は平成16年1月1日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）第35条の2、附則第3条の2第3項、附則第5条第2項並びに附則第12条の2第6項及び第7項の規定は、平成17年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

3 新条例第35条、附則第6条第2項及び第3項、附則第9条第3項第2号、附則第10条第3項第3号並びに附則第19条第1項の規定は、平成17年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成16年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 改正前の山形県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第12条の2第6項及び第7項の規定は、平成15年度分までの個人の県民税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第6項中「租税特別措置法第37条の10第6項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第37条の10第6項」とする。

5 平成15年4月1日から平成15年12月31日までの間における旧条例附則第12条の2第6項の規定の適用については、同項中「租税特別措置法第37条の10第6項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第37条の10第6項」とする。

6 新条例第48条の5の規定は、平成16年1月1日以後に支払を受けるべき利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき利子等については、なお従前の例による。

7 新条例の規定中特定配当等に係る県民税に関する部分は、平成16年1月1日以後に支払を受けるべき特定配当等について適用する。

8 新条例の規定中特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に関する部分は、平成16年1月1日以後に支払うべき所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）第12条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「新租税特別措置法」という。）第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の新租税特別措置法第37条の11第1項に規定する譲渡の対価及び新租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する差金決済（以下「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額並びに同日以後に行われる差金決済により生じた同条第3項第1号口に規定する差損金額に係る特定株式等譲渡所得金額について適用する。

（事業税に関する経過措置）

9 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成16年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散（当該解散の日を含む事業年度開始の日が平成16年4月1日以後である解散に限り、合併による解散を除く。以下同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税に

については、なお従前の例による。

- 10 新条例の規定中個人の事業税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成15年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 11 新条例附則第15条の3第1項及び第2項の規定は、平成16年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成15年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

山形県公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年7月8日

山形県知事 高橋和雄

山形県条例第42号

山形県公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例

山形県公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例（昭和45年10月県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第16条第1項」を「第16条」に改め、同条第4号中「郵便料又は電信料」を「費用」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県地下水の採取の適正化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年7月8日

山形県知事 高橋和雄

山形県条例第43号

山形県地下水の採取の適正化に関する条例の一部を改正する条例

山形県地下水の採取の適正化に関する条例（昭和51年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 山形県地下水審議会（第16条 - 第21条）」を「第3章 削除」に改める。

第4条第4項中「山形県地下水審議会」を「山形県環境審議会」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第16条から第21条まで 削除

附則

- 1 この条例は、平成15年9月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に山形県地下水審議会に諮問されている事項については、山形県環境審議会に諮問されているものとみなす。

山形県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年7月8日

山形県知事 高橋和雄

山形県条例第44号

山形県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

山形県心身障害者扶養共済制度条例（昭和54年10月県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「社会福祉・医療事業団法（昭和59年法律第75号）第21条第2項」を「独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第12条第2項」に改める。

第3条の見出し中「事業団」を「機構」に改め、同条中「社会福祉・医療事業団（以下「事業

団」という。)を「独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)」に、「社会福祉・医療事業団法第21条第3項」を「独立行政法人福祉医療機構法第12条第3項」に改める。

第4条第2項及び第16条中「事業団」を「機構」に改める。

附則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年7月8日

山形県知事 高橋和雄

山形県条例第45号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例(昭和39年3月県条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 第2項の航空機のうち庄内空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものの1日の庄内空港への着陸(他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業を行う同一の者による運航におけるものに限る。)の回数が3回を超える場合における当該日の最後の回に着陸した航空機に関する別表第1着陸料の項の規定の適用については、平成15年7月18日から平成20年7月17日までの間は、第2項の規定にかかわらず、同表着陸料の項第1号中「イ及び口の金額の合計額に」とあるのは「イ及び口の金額の合計額に3分の1を乗じて得た額に」と、同項第2号中「イ又は口の金額に」とあるのは「イ又は口の金額に3分の1を乗じて得た額に」とする。

附則

この条例は、平成15年7月18日から施行する。

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年7月8日

山形県知事 高橋和雄

山形県条例第46号

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

山形県道路占用料徴収条例(昭和44年3月県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同条第2号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 日本郵政公社が日本郵政公社法(平成14年法律第97号)第19条第1項に規定する業務の用に供する占有物件

別表中 「郵便差出箱」 を 「郵便差出箱及び信書便差出箱」 に

改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定(同号を同条第3号とする部分を除く。)は、平成15年10月1日から施行する。

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年7月8日

山形県知事 高橋和雄

山形県条例第47号

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「2,293床」を「2,289床」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成15年 7月 8日印刷
平成15年 7月 8日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂 部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056